

令和3年7月1日

専任を要する監理技術者の兼務について

徳島市が発注する建設工事について、令和3年7月1日から次のとおり取り扱うものとする。

- 1 建設業法第26条第3項に基づく専任の監理技術者について、当面の間、次の要件を全て満たす場合、特例監理技術者の配置（監理技術者の兼務）を認めるものとする。
 - ① 兼務は2件までとする。

ただし、徳島市内を施工箇所とし、発注機関は問わない。
 - ② 当初請負契約金額が1億5千万円未満の工事であること。
 - ③ 低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回った金額で契約締結した工事でないこと。
 - ④ 監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。
 - ※ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ※ 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ⑤ 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - ⑥ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。
 - ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について施工計画書等で明らかにすること。
 - ⑧ 令和3年7月1日以降に入札公告又は指名通知する工事であること。

ただし、兼務する他工事の契約時期は問わない。

（留意事項）

- ① 兼務する各工事の監督員と協議の上、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」と「監理技術者補佐選任（変更）通知書」に「監理技術者兼務届」を添えて提出すること。
- ② 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数工事を一の工事とみなすこととし、災害復旧工事や維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）との兼務については別途定める。
- ③ 特例監理技術者は現場代理人と兼務することはできない。

以 上